

令和2年度厚生労働行政推進調査事業費補助金
厚生労働科学特別研究事業
総括研究報告書

オンライン服薬指導を実施する薬剤師に必要な研修プログラムに関する研究

研究代表者 亀井 美和子 帝京平成大学薬学部 教授

研究要旨

オンライン服薬指導を実施する薬剤師に必要な研修プログラムの作成

令和元年12月4日公布の医薬品医療機器等法（以下、薬機法とする。）改正により、薬局の薬剤師が行う服薬指導について、対面義務の例外として、テレビ電話などによる方法（映像及び音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことが可能な方法その他の方法により薬剤の適正な使用を確保することが可能であると認められる方法として厚生労働省令で定めるもの）が可能であることが明記された。薬機法に規定されたオンライン服薬指導を実施する薬剤師には、薬学的知見のみならず、情報通信機器の使用や情報セキュリティ等に関する知識が必要であり、オンライン服薬指導を責任を持って適切に実施するために必要な知識及び技能を習得していることが求められる。そこで本研究は、オンライン服薬指導を実施しようとする薬剤師が身につけるべき薬学的知識以外の知識、技能等を特定し、それを習得するための研修内容を検討し、必要となる研修教材を作成した。

オンライン服薬指導を実施する薬剤師の研修科目は「オンライン服薬指導の基本的理解と諸制度」と「オンライン服薬指導とセキュリティ」の2科目とし、教材を作成した。研修教材も用いた研修会を4地区で開催し、研修時間及び研修内容は適切であることが把握できた。薬機法で規定されたオンライン服薬指導は、現状ではほとんど実施例がないことから、資料や動画を活用して理解できるまで繰り返し学習することが大切である。今後、オンライン服薬指導の実施例が蓄積されることで、オンライン服薬指導についての具体的なイメージが明確となっていくと考えられる。現状で多くの薬局で対応している「0410対応」との混同など、不十分な理解のまま不適切な実施例が生じることのないよう、できる限り早期に、この教材を活用して薬機法に基づくオンライン服薬指導についての理解を広める必要があると同時に、研修教材等で望ましいオンライン服薬指導の事例を示すことが必要である。

時限的・特例的に実施できる電話等による服薬指導等の実施状況と課題に関する検討

本研究は、令和2年4月10日付けの事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」に基づき、時限的・特例的な対応として電話等を用いた服薬指導が実施されることになったことを受け、全国の薬局における電話や情報通信機器（電話等）を用いた服薬指導等の実施状況の調査を行い、事務連絡に基づく処方箋を応需した薬局の対応を、実用性、実効性、医療安全等の観点から検証し、課題を整理した。

全国の薬局を対象としてアンケート調査を実施し、13,868薬局から回答を得た。調査結果からは、患者の希望を踏まえて薬剤師が様々な工夫をしながら対応することにより、起こり得る問題の軽減に努めたことがうかがえたものの、電話等による服薬指導が対面と同等にはできないとする薬局は多く、理由として、通信環境が不十分であることだけでなく、患者情報の不足、薬剤特性などが挙げられた。不足する情報を補うためには、事前の準備（計画）が必要と考えられた。また、薬剤特性については、同じ場で薬剤を共有できないとコミュニケーションが困難となるものがあることが示唆されたことから、現状では対面以外の方法では解消されない問題と考えら

れた。電話による服薬指導は、視覚情報がないことが対面と同等にできない極めて大きな要因であり、対面以外で服薬指導を適切に実施するためには、映像及び音声による対応が不可欠と考えられた。

時限的・特例的措置を行わざるを得ない状況下では、実用性と実効性を確保しながらも、医療安全の観点からの検証により、電話等による服薬指導の対象外とするケースの提示や実施上の留意点や運用ルールの設定が必要と考えられた。今後普及が予想されるオンライン服薬指導においては、対面と同等に実施することが困難であることを前提とした制度設計と、方策や留意点を踏まえた適切な運用が求められる。

研究分担者

渡邊 大記 公益社団法人 日本薬剤師会 常務理事

研究協力者

澤田 翔平 一般社団法人 日本保険薬局協会
株式会社アインホールディングス 医薬運営統括本部
運営研修部 運営研修課 係長

中澤 一隆 一般社団法人 日本チェーンドラッグストア協会 専務理事

森 祐樹 一般社団法人 日本保険薬局協会
クオール株式会社 新業態薬局事業部 統括主任

詳細は分担研究報告書に記載した。